

Title	為替相場と物価の高低
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.12 (1924. 12) ,p.1683(1)- 1732(50)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19241201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

時新報

曾て卒先十二頁を發行した時事新報は
更に十四頁新聞の魁を致しました

讀者の激賞と共に總ての階級有らゆる興味を満足
させる爲めに紙面の拡張を爲したからであります

紙幅の擴大と内容の充實とを
併せて考へれば一月定額

二圓の時新報は最良
且つ最廉の新聞

であります

朝刊—十頁

夕刊—四頁

外に毎週漫畫附録



東京市橋本區 時事新報社 電話 東京 四三九六

三田學會雜誌 第十八卷 第十二號

論 說

爲替相場と物價の高低

高城仙次郎

第一節 緒 言

歐洲戰爭中に交戦國內の物價が騰貴し、戦後に於て其騰貴の趨勢が一層著しくなつたことは世間周知の事實であるが、又一方に於ては物價の暴騰せる國の爲替相場が甚だしく低落せるのみならず、爲替相場の低落率が物價の騰貴率に略ぼ相當せる例が少なくなかつた爲めに、爲替相場の高低と物價の高低との間に於ける

關係に就きて戦後に於て學者並に實業家が深き注意を拂ふに至つた。然し問題が複雑なるに因るのであるか、未だ一般に是認されてゐると看做し得る一定の學説がないやうに見受けられる。一部の人士は國內に於て物價が騰貴せる爲めに、爲替相場が低落したのであると論じてゐるが、反對論者は爲替相場が低落した結果として物價が國內に於て騰貴するに至つたのであると極説してゐる。

斯くの如く物價騰貴と爲替低落との間に存する因果關係に就きて定説がないのみならず、物價の騰貴率と爲替の低落率との間に於ける數量的關係に就きてさへ通説と認め得可きものがない。換言すれば、物價が一割騰貴してゐる場合には、爲替相場が一割又は一割五分低落するものであるとか、或は爲替相場が五分低落してゐる際には、物價も亦八分又は一割二分騰貴してゐるを常とするとか云ふが如く、孰れが原因で孰れが結果であるかは別問題として、單に爲替相場の低落と物價の騰貴とは或る一定の割合を以て同時に起るものであるか否かと言ふことが明かにされてゐない。

爲替相場と物價との間に於ける此數量的並に因果的關係の問題は流通貨幣の

數量と物價の高低との間に存する數量的並に因果的關係の問題に酷似してゐる。所謂貨幣數量説に従へば、通貨が膨脹すれば、物價は其の結果として騰貴するものであるのみならず、其騰貴率は通貨の膨脹率に等しいのである。之に對して反對論者は通貨が膨脹してゐる際に物價は必ずしも同率に騰貴してゐないと主張し、假りに物價の騰貴率が通貨の膨脹率に等しいことがあるとするも、通貨の流通額が増加した爲めに物價が騰貴したのでなくして、物價が高騰した結果として通貨の膨脹を誘致したのであると論じてゐる。

爲替對物價並に貨幣對物價の兩關係は共に理論上頗る興味多き問題であるのみでなく、一般經濟界は云ふに及ばず吾々の日常生活に對しても深甚の影響を與ふる重大問題である。殊に一昨年以來平準相場以下に低落してゐた我國の『圓』が最近一層暴落して平準相場の約七割半に相當するに過ぎざるに至つたので、我國に於ても物價に及ぼす爲替相場の影響に就きて盛んに論議さるゝに至るかも知れない。是れ故に本論に爲替相場と物價の高低との間に於て如何なる數量的及び因果的關係の存するか否かを論述し、聊か此問題の解決に貢献したいと思ふ。

之と等しく重要な問題である通貨の數量と物價との間に存する關係に就きては今茲に論駁するの邊がないから、之を他の機會に譲らねばならぬ。

第二節 地方間に於ける物價の平衡

本稿の目的とする所は爲替相場の變動と物價の高低との間に存する關係を明かにせんとするに在るが、此兩者間の數量的及び因果的關係を闡明するには、先づ爲替相場の影響がない場合に於て物價が地方と地方との間に如何なる程度まで一致するものであり、又如何なる原因に依りて地方間に於ける物價の平衡が妨害せらるゝものであるかを明かにする必要がある。此物價平衡の原理を究めずして、直ちに物價對爲替相場の關係を穿鑿するは推理を複雑ならしめ、明確なる結論に到達すること能はざるに至る虞れがある。爲替相場の變動が或る國の物價に對して如何なる影響を及ぼすものであるかは、爲替が平準相場を維持せる際に於て其國の物價に對して他國の物價の高低が如何なる影響を與ふるかを先づ明かにしたる後に於て最も明瞭に説述することが出来る。従つて本節に於て順序として地方間に於ける物價平衡の原則を略述することに定める。尙ほ此原理を説

くに當りて粗より密に入るの方法を探りて、先づ第一に一地方内に於て物價が如何なる點まで一致するものであるかを論じ、次に一國內の各地方間に於ける物價平衡の原理を説述し、最後に國と國との間に於て如何なる原因が物價の完全なる平衡を妨げつゝあるかに論及することにした。

第一款 一地方に於ける物價の平衡

經濟學者は普通一地方に於て一貨物の供給者間並に購買者に完全なる競争が行はるゝ限り、其貨物は同地方内に於ては均一の價格を以て賣買せらるゝものであると説くを常としてゐる。換言すれば、一方に於ては供給者が成る可く多量に此貨物を販賣せんと欲し、又一方に於ては需用者が出來得る限り安價に之を購入せんことを希望してゐるのみならず、各供給者並に各需用者が他の供給者及び他の需用者が幾何の價格にて此貨物を賣買しつゝあるかを知ることを得、且つ實際に知つてゐるとしたならば、此貨物に對して二個又は二個以上の市價が同時に成立するが如きことがない。何故となれば、若し甲供給者が乙供給者より一品に付縱令一錢たりとも安價に販賣してゐることが知られてゐるとすれば、需用者は皆

な甲供給者より購入せんとするから、乙が販賣を繼續せんとするならば、自己の賣價をば甲の價格に引下げねばならぬからである。

然しながら、一地方内に於ける此均一價格の原則は一小區域の地方に於てのみ行はれるのであつて、面積の廣き地方内に於ては適用されないことが多い。勿論數町乃至十數町四方の面積を有するに過ぎざる一小村又は一小都會に於ては各貨物は皆な均一の値段にて賣買せられるに相違ない。縱令例外があるとするも、そは殆んど論ずるに足らざる程度のものであると思へる。之に反して、東京、大阪等の如く數里四方の面積を有する都會又は地方に在りては、各貨物の價格は、縱令供給者のみならず需用者も共に市場の状況に精通してゐるとしても、均一であり得ない。實際同種同質の商品が同一市内の異なる區域に於て異なりたる價格にて賣買せられてゐることが少なくない。例へば木材は麻布區に於て深川區に於けるよりも高き價格にて販賣せられてゐる。魚類は魚市場近傍にては比較的安く、市場より遠き山手にては比較的高い。又、郡部の野菜島に近き處にては野菜は市の中央部に於けるよりも安價にて取引されてゐる。此等の事實は一般に

知悉されてゐるにも拘らず、同一市内に於て斯くの如く依然として二個以上の價格の成立するのは云ふまでもなく次の原因に基いてゐる。先づ供給者側より之を観るに、木材を深川の木場にて仕入れ之を山手各所に於て販賣するには、供給者は仕入に要する時間と運搬に要する費用とを負擔せねばならぬ。魚類に就きて云ふも亦同一であつて、毎日早朝魚市場にて仕入れたる鮮魚は午前中に、否な出來得る限り速かに、各自魚店に運搬せねばならぬ。魚類商が毎朝仕入れた鮮魚をば顧客先の晝の食膳に上ぼすには午前九時乃至十時までには魚市場より自己の店に運ぶ必要がある。東京市が益々人口稠密となり、車馬の往來が愈々激しく、道路が次第に雜沓するに至るに従ひ、迅速の運輸が漸次困難になりつゝ、あるは吾人の日常目撃せる所に外ならない。是れが爲めに近時市内に於ける魚類の運搬に對して貨物自動車を利用する者が多くなつた。而かも我國の都市、殊に東京市の道路が劣悪で且つ陝隘である結果として、自動車の運轉並に維持に要する費用の比較的多きは茲に特に指摘するの必要がない。而して魚類店が魚市場より遠ければ遠きに從ひ此自動車費を多く負擔せねばならぬは勿論である。従つて山手

にては魚商は比較的高き價格を以て販賣することを餘儀なくされる。

次に需用者側は如何と云ふに、假りに麻布區に居住せる者が杉板を近隣にて求むれば代價は一枚一圓であるが、同質の杉板は深川區にては之を一枚九十錢にて購入するを得ることを知れる場合に、若し其購買量が數十枚に上るならば、深川にて買入れるのが有利であらう。何故となれば、數十圓乃至數百圓の木材を一時に購入する者あるときは、販賣者は往々運搬費を負擔することがあるからである。又、縦令木材商が運搬費を負擔せざる場合に於ても、木材を多量に購入するとすれば、深川にて買入れるを得策とすることが少なくない。何故となれば、夫れに對して支拂ふ總價額の差が優に運搬に要する費用を償ふて尙ほ餘剩を生ずることがあり得るからである。然しながら、僅かに一枚のみを購入せんと欲するとせば、麻布區に於て求めるを以て有利とする。何故となれば、深川區にて購入するとすれば、代價にて十錢節約することを得るも、十五錢の電車賃を支出せねばならぬから、差引五錢の損失を蒙るのみならず、往復に要する時間を空費せねばならぬ。杉板を電車に持入りて自ら運ぶ場合に於て既に然りであつて、若し電車に搬入するこ

とを許されずして、特に人を雇ふて之を運搬するとすれば、一枚の杉板は非常に高價のものになるのである。魚類の購入に就きて云ふも亦同一であつて、小量の購買には遠隔の商店にて安價にて求むるよりも近隣にて高價にて買求めるを以て却つて得策とするのである。

斯くの如く供給者側より之を論ずれば、供給費を多く要する場合には賣價を比較的高く定めざるを得ざる理由があり、且つ需用者側より觀るとしても、價格の高きことを問題とせざるを却つて良しとする事情もあるのであるから、價格の割合には運搬費を多く要する貨物に在りては同一市内又は同一地方内に於て價格が統一せられない傾向がある。

尤も此場合に於ては、一市内又は一地方内に數個の相獨立せる市場が存在してゐて、各市場内に於ては價格は均一となるものであるが、市場間には價格の平衡が行はれざることがあると論じても差支ない。即ち木材に在りては深川區が一市場を構成し、麻布區、芝區、小石川區等が各々一市場を構成してゐると看做すことを得る。然し孰れにしても、一地方内に於ては單に一個の市價が行はれるものであ

ると説く際には、其地方なるものが東京市と云ふが如き龐大なる面積を有するものでなく、比較的面積の限定せられたる一小區域であることを常に念頭に置き、且つ此事を指摘するのを怠つてはならぬ。

更に一步を進めて考察するに、一都市内の一區若しくは一町内と云ふが如き一小區域内に於ても店舗に依りて同種同質の貨物が異なりたる價格にて販賣せられてゐることがある。小區域内に於ける此價格の不統一は店主及び需用者が他店の賣價の高低を知らざる爲めに生ずることが多い。又、需用者が他店にては安價に販賣せることを知れるも、習慣の惰性よりして買付の店舗より比較的高價に購入することもある。然しながら需用者が習慣の惰性又は無智の爲めでなくして或る商店にて同一の物品をば他店に於けるよりも高價に購入するを辭せざることがある結果として、同町内に於て二個以上の價格を以て同一貨物が賣買せらるゝこともある。斯くの如く同町内の甲商店が乙商店よりも同一貨物を幾分か高價に販賣し得るは、甲商店の貨物の品質が常に優良であると消費者が固く信じてゐる爲めに外ならない。従つて乙商店は一般消費者を顧客とするに反し、甲商

店は中流以上の者をば主なる顧客となす傾向がある。此理由に依り、同町内に甲商店と中流以上の消費者とを以て構成する甲市場並に乙商店と一般消費者とを以て構成する乙市場があると看做すことが出来る。

之を要するに、一地方内に於ける物價の平衡は上述の種々の制限に依りて妨害せらるゝものであるが、此等の制限を受けざる限り、一小面積を有する地方内に於ては同種同質の貨物は均一の價格にて賣買せらるゝの傾向を有してゐる。

第二款 地方間に於ける物價の平衡

一地方内に於てすら前述の如く一貨物の價格は往々にして統一されないのであるから、一國內の各地方間に於て各貨物の市價に開きを生ずるのは當然のことゝ云はざるを得ない。然らば如何なる程度まで物價の平衡は地方間に於て妨害せらるゝものであるか。之を明かにするには先づ便宜上

- (一) 木材、石材、織物、石炭等の如く比較的永く貯藏に堪ゆる貨物。
- (二) 鶏卵、鮮魚、野菜、果物、水等の如く腐敗又は減量し易き貨物。
- (三) 貴金屬、貴金屬製品、寶石、有價證券等の如く容易に輸送し得る物件

の三種に貨物を分類することに定める。次に價格の比較は

- (A) 生産地と消費地との間
 - (B) 甲消費地と乙消費地との間
 - (C) 甲生産地と乙生産地との間
 - (D) 多數生産地と多數消費地との間
- に於て之を行ふことにする。

先づ木材、石材、織物、穀物、木炭、石炭等の如く比較的永く貯藏し得る貨物の市價が生産地と消費地との間に於て幾何の開きを保つことあるやと云ふに、兩地方間に於ける此種の貨物の市價の開きは大量移送費を最少限度とし、少量移送費を最大限度としてゐる。茲に大量移送費と稱するは生産業者若しくは卸商又は仲買人等が原産地より消費地へ多量の貨物を輸送するに當りて、負擔する總ての經費及び報酬を含むのであつて、其の内容としては次の項目を擧ぐる事が出来る。

- (一) 荷造費
- (二) 運賃

(三) 保險料

(四) 利子

(五) 口錢

右の内(一)荷造費とは鐵道又は船舶に依りて原産地より販賣地に運送する爲めに特に荷造するの必要ある場合の費用に外ならない。石炭、米穀(俵入)、木材等は運送の爲めに特に荷造するの必要はないが、大多數の貨物は荷造を要するを常とせるは勿論である。又、長期間貯藏に堪ゆるも自轉車、機械、瀬戸物、硝子等の如く破壊し易き貨物には比較的多額の荷造費を要するは言ふまでもない。次に(二)價格に比して容積並に重量の多き木材、石材、石炭、木炭等に在りては、運賃が他種の貨物に比して低く定められてゐるにも拘らず、尙ほ比較的多額の運送費を支出しなければならぬのであつて、運送費が生産費以上に達することが稀でない。又(三)保險料とは運送期間に對する保險料のみを言ふのである。商人は往々にして運送中の貨物に保險を附せざることもあるが、陸運に依ると將た又水運に依るとを問はず、運送中の貨物に保險を附するは安全であり、且つ其習慣が漸次普及されつゝある

と認めらるゝが故に、保険料も亦貨物移送費の一部分として計上するは當を得たことと思はれる。次に(四)利子とは生産者若しくは商人が原産地より消費地に貨物を移送しつゝある間は、貨物が倉庫に貯藏されてゐる場合と同じく、夫れ丈けの資本が其の間寐かされてゐるのであるから、貨物移送者は此期間に對して相當の利子をば移送費の一部分として見積らねばならぬ。最後に(五)口錢とは生産者又は商人が貨物を生産地より消費地に移送する爲めに負擔する手數と危険とに對する報酬である。貨物の移送者は其移送の爲めに特に奔走もし、且つ心配もしなければならざるのみならず、運送中不意の出來事の爲め貨物を喪失するかも知れぬ。縦令保險を附け置くとするも、保険金は常に必ずしも全額受取れるものでない。又、貨物が消費地に到着して之を賣却し得るまでに、消費地に於て貨物が火災、水難、盜難等に罹ることなしと斷言出來ない。假りに此等の原因に依りて損失を蒙らすとするも、消費地に於ける同貨物の需用が激減して投賣を行ふ必要を生ずるかも知れない。従つて貨物の移送者は總て此等の危険に依りて醸さるゝ損失を補填する爲めに各移送貨物に對して相當の口錢を計上しなければならぬ。此

口錢なくしては、貨物をば一地方より他の地方への移送を試みる者はなからうと思はれる。

貨物を生産地より或る消費地に移送して之を同地にて販賣するには、右に列擧した種々の經費以外に、廣告費、倉庫費、店員費等の營業費を要するは勿論であるが、此等の營業費は縦令原産地に於て貨物を賣却する場合に於ても支出しなければならぬのであつて、特に貨物の移送の爲めに醸される費用でないから、移送費の一部分と看做す必要がない。此移送費として計上するを要する主なる經費又は報酬は上叙の五項目である。貨物の移送者は常に此移送費を負擔しなければならぬのであるから、原産地と消費地との間に於て少くとも此移送費に相當する丈けの開きがなければ、貨物の移送は行はれない。換言すれば、原産地の市場に對する消費地の市價の上鞘が移送費よりも幾分か多きか或は之に比敵する場合に初めて貨物の移送を企てる者が出てくるのである。何故となれば、若し生産地の市價に移送費を加へたる價格にて消費地に於て販賣することを得ずとすれば、貨物の移送を行ふ者がないからである。而して通例の場合には生産地の市價と消費地

の市價との開きは此移送費を著しく超過し得ない。何故となれば、假りに兩市價間の差が移送費を遙かに超過するとすれば、移送が盛んに行はれ、生産地に於ける供給を減退せしむると同時に、消費地に於ける供給の膨脹を誘致する結果として、兩地の市價を接近せしむるに至るからである。

然しながら、特別の技倆知識を要するか或は大資本を必要とする關係上、貨物の移送が稍々獨占的傾向を帶ぶる場合には、例外的に生産地と消費地との間に於ける市價の開きが移送費よりも遙かに大になり得る。然らば此場合に於ける市價の開きは無限に増大するものであるかと云ふに、此開きには限度がある。此開きの最大限度は少量移送費に依りて定められる。換言すれば生産地の市價と消費地の市價との開きは此少量移送費を超ゆることがないのである。然らば少量移送とは何であるかと云ふに、大量移送が生産者又は商人が一時に同一貨物を多量に移送するものなるに反し、一二の個人消費者が自己の使用若しくは消費に充つる目的を以て或る貨物の一少量を移送することを云ふのである。例へば或る貨物の移送を業とせる者が其の獨占的若しくは獨占到近き地位を利用して、消費地

に於て其貨物をば法外に高く販賣せる際に、一部の消費者が支出を節約する目的を以て、或は又移送業者の横暴に對する反感よりして、自身生産地に註文を發して之を取寄することがある。是れが即ち茲に少量移送と稱するものであつて、少量移送費とは勿論此少量の移送に要する費用に外ならない。然しながら、大量移送費と少量移送費とは其の内容を異にしてゐる。即ち大量移送費として上文に列擧せるは(一)荷造費、(二)運賃、(三)保険料、(四)利子並に(五)口錢であるに反し、少量移送費は此の内單に(一)荷造費並に(二)運賃を含むに過ぎない。如何となれば、消費者が少許の貨物を他の地方より取寄する場合には通例之に保険を附せず、又運送中の期間に對する利子を顧慮せざるのみならず、其移送は營業でないが爲めに、口錢を問題としないからである。尤も少量移送費には荷造費並に運賃以外に尙ほ送金料を加へねばならぬ。

斯くの如く少量移送費は大量移送費よりも其の内容頗る單純であるにも拘らず、貨物一單位當りの金額に於て前者が後者よりも多きを常とする。蓋し生産業者又は商人が生産地より消費地に貨物を移送する場合には數十石乃至數百石と

か或は數十噸乃至數百噸と云ふが如く一時に多量に輸送するのみならず、鐵道便に依る場合に於ては最も經濟的運輸の方法である貨車借切の手段を用ゆるが故に、荷造費並に運賃を大に輕減することを得る結果として、保険料、利子並に口錢を計上しても尙ほ貨物一單位當りの移送費は比較的低きに反し、消費者が直接生産地より貨物を取寄する際には、荷造費及び運賃に比較的多くの出費を要するが爲めに、保険料、利子並に口錢を顧慮に入れざるも尙ほ一個當りの移送費を低くなくことを得ないのである。

そは兎もあれ、貨物の移送を業とする者が消費地に於ける價格を法外に引上ぐれば、消費者は右に説述せる少量移送を試むるに至るの傾向があるから生産地の市價と消費地の市價との開きは大量移送費を以て最少限度とすると同時に、少量移送費を以て最大限度としてゐる。

或は個人消費者が直接生産地より貨物を取寄する際には移送費は比較的多いが、買入價格が安き故に、消費地に於ける商人が暴利を貪らずして仕入價格に大量移送費並に營業費を加へたる金額に相當する價格にて販賣しつゝある場合に於

ても生産地へ直接貨物を註文することは常に有利でなければならぬと思ふ者があるかも知れない。若し消費者が生産地に於て卸相場にて購入することが出来れば、然りである。さりながら、生産業者又は卸商は消費者に直接販賣しないことがある。又直接販賣する場合に於ても、卸相場にて賣渡さないのを常としてゐる。即ち消費者は生産地に於ても矢張り小賣値段にて購入しなければならぬ。従つて消費地に於ける小賣商人又は卸商が仕入價格に移送費並に營業費を加へたる金額よりも遙かに高き價格にて販賣し暴利を貪らんとしてゐる場合でなければ、消費者が直接生産地へ註文しても特に何等の利益がない。

次に(B)甲消費地と乙消費地との間に於ける、同じく比較的永く貯藏に堪ゆる貨物の市價の平衡は如何と云ふに、甲消費地と生産地との間に於ける平衡は此兩地間の移送費に依りて妨げられ、乙消費地と生産地との間に於ける市價の開きも亦此兩地間の移送費を限度として定まるものであるから、甲乙消費地間に於ける一貨物の市價の開きは生産地より兩地への貨物移送費の差額と同一になる傾向を有してゐる。即ち或る貨物の市價が生産地に於て一圓であつて、甲消費地への大

量移送費が三十錢、乙消費地への大量移送費が二十錢であるとするならば、甲乙兩地間に於ては市價は少くとも十錢の開きを維持しなければならぬ。然しながら、若し甲消費地の供給者が暴利を貪りつゝあるとすれば、此開きは十錢以上になる可きは明かである。又、之に反して乙消費地の商人が普通以上の利益を収めつゝありとすれば、此開きは却つて縮少されるであらう。

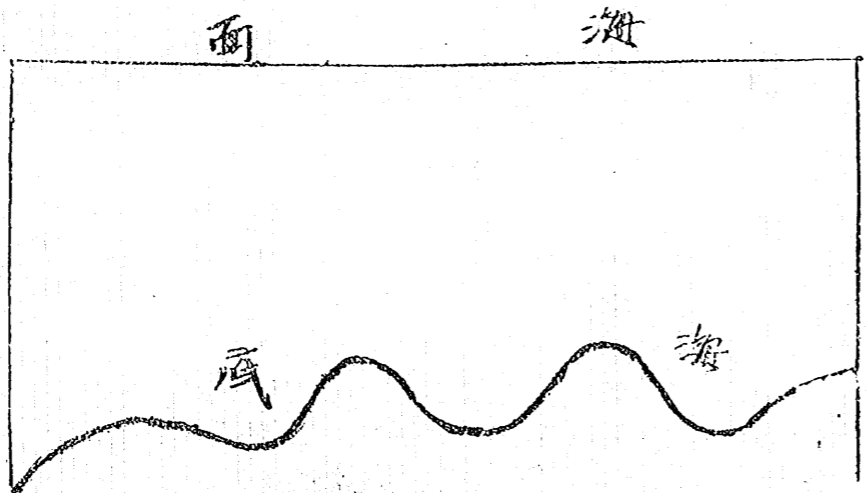
更に(C)甲生産地と乙生産地との間に於て同一貨物の市價は幾何の開きを保つかと云ふに、假りに或る一貨物の甲生産地に於ける最高生産費と乙生産地に於ける最高生産費が同額であるならば、甲地の市價と乙地の市價とが全然一致して其の間に何等の開きを生ぜざることがあり得る。然しながら、若し甲生産地の最高生産費が乙生産地の最高生産費よりも低く、而して其の差が甲乙兩地間の移送費を超過するとすれば、甲地より貨物が乙地に移送される結果として、乙地に於ける市價は甲地に於ける市價に移送費を加へたる程度まで低落し、乙地の生産者中にて夫れ以下にては生産を繼續すること能はざる者は競争外に驅逐せらるゝに至る。従つて甲乙生産地間に於ける市價は全く何等の開きを保たざることもあるが、

開きの生ずる場合には移送費を最大限度とするのである。而して此場合の移送費は大量移送費でなくして、寧ろ少量移送費であることを記憶せねばならぬ。如何となれば、縱令甲乙兩生産地に於ける或る貨物の移送が獨占的の性質を有してゐないとするも、換言すれば、特に多大の資本又は特種の技倆若しくは兩者を必要とする事業でないとしても、此種の移送を企てる者が少ないからである。何故かと云ふに、一貨物を甲生産地より乙生産地へ移送するには次の原因の爲め事業上の危険が少くないからである。第一、各地方の居住者は其地方に於て生産せらるゝ貨物に對して特種の愛着心を有するを常とする結果として、他地方より移入せられたる同種の貨物が縱令幾分格安であつても、之を消費又は使用することを好まざる爲めに、其の賣行良好でないかも知れない。加之、競争品の移入の爲め存在を脅かされたる同地方の生産業者が移入品を敵視して、其の販賣を極力妨害するに相違ない。更に又、此貨物が甲地より乙地に移入されつゝある間に、或は又其移入後に於て、乙生産地に於ける生産方法が改善せらるゝか或は其他の原因の爲めに、生産費が減少せる結果として、一旦移入したる貨物をば積戻すか、若しくは投資

する必要を生ずることも有り得る。甲生産地より一貨物を消費地に移送する場合にも乙生産地よりの移入品と競争しなければならぬが、此場合には比較的同一の状態の下に於て競争を行ふのであるが、甲生産地より乙生産地へ貨物を移送するは恰かも軍隊を敵國內に侵入せしむるに類してゐるのであつて、充分の確信がなければ斷行する者があるまい。

次に(D)多くの生産地及び消費地間に於ける比較的永く貯蔵に堪ゆる貨物の市價の平衡は如何と云ふに、換言すれば、一國內の各地方間に於て市價の平衡は如何なる程度まで行はるゝものであるか。曰く、各貨物は市價の低き處より高き處へ常に移送せらるゝ傾向がある。夫れは水が高き處より低き處へ流れる現象に稍々類似してゐる。然し貨物の流動と水の流動との間には一大相違がある。水平の床の上に甲乙丙丁四個の同形の水槽を置き、甲には深さ四尺、乙には三尺、丙には二尺、丁には一尺の水を注入し、然る後、四個の水槽をば水管にて接続すれば、水は水面の高き水槽より水面の低き水槽に流動する結果として、四個の水槽内の水深が全然同一、即ち各二尺五寸になるは明かである。貨物も亦安き處より高き處へ流

第一圖



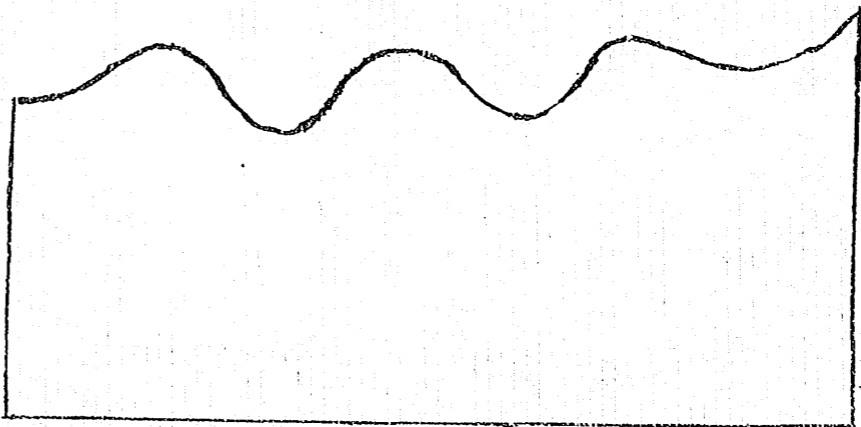
動する結果として、各地の市價の高さも一國內に於て平均點に向つて變動するのであるが、此平衡は水槽内の水に於けるが如く完全に行はれない。此平衡を妨ぐるものは上述の移送費に外ならぬ。甲地方より乙地方へ貨物を移送する爲めには此移送費を必要とする結果として、各地方間には市價の開きを生ずるのである。そは恰かも大洋の表面が水平を保つことがあるとしても、尙ほ水深が一様でないのに類似してゐる。即ち海底には陸上の山岳、河川、谿谷に比す可き凹凸がある爲めに、海底と水面との距離が處に依つて第一圖に示すが如く異なつてゐる。

第一圖は大海の一割の横断面であつて、海底の凹凸の爲めに水深の一定せざる状態を示したる

ものであるが、一貨物の市價が各市町村間に於て開きを保つ現象は第一圖を次の如く顛倒すれば最も明瞭に表示することが出来る。

第二圖は第一圖を其儘上を下にし、下を上にして掲げたものに過ぎないのであるが、底線より上部の曲線までの距離は即ち各地方に於ける一貨物の市價の高低を示してゐる。此距離の短かき處即ち市價の低き處は概して生産地であつて、距離の長き處即ち市價の高き處は消費地である。勿論市價の高きは地方毎に必ずしも異なつてゐるのではなく、所々の市價が偶然一致することある可きは云ふまでもない。然しながら、概して市價の地方的等差に就きては次の如き斷定を下すことが出来るであらう。

圖 二 第



(一) 他の事情にして同一なる限り、生産地に近き消費地の市價は低く、遠き消費地の市價は高い。

(二) 他の事情にして同一なる限り、小都會、小町村等の如く人口の少なき消費地の市價は比較的低い。そは何故であるか。小消費地は消費量が少なき爲め生産地の市價と其處よりの移送費との合計が最も低き生産地より供給を仰ぐことが出来る結果として、此消費地に於ける市價は自ら低い。

(三) 他の事情にして同一なる限り、大都會の市價は比較的高い。大都會に於ける各貨物の消費は多量に上るを常としてゐるから、通例數箇の生産地より供給を受けねばならぬ。従つて小都會又は小町村等の如く供給費の最も安き生産地を選択して其處のみより配給を仰ぐことが出来ない。勿論大都會と雖も、出來得る限り、生産費の低き且つ移送費の少なき生産地より各貨物の供給を仰ぐものであるが、大都會に供給する生産地が上述の如く數箇に上る結果として、小都會よりも高き供給費を負担せねばならぬ。而かも各貨物の市價は其貨物の供給量中の最も高き供給費と一致するの傾向を有してゐるか

ら、大都會の物價は小都會に比して高いを常とする。

(四) 生産地に於ける各貨物の市價は消費地に於ける市價より移送費を控除したる残額に相當する。生産地が消費地より遠ざかつてゐるに従ひて兩地間の市價の開きが多きはその爲めに外ならない。

(五) 他の事情にして同一である限り、金額に比して木材又は石炭の如く容積の大なる貨物、若しくは石材又は鐵材の如く重量の大なる貨物は比較的多額の運賃を要する關係上、地方と地方との間に於て此種の商品の市價に生ずる開きは運搬し易き他の貨物に於けるよりも著しくなる傾向を有してある。

(六) 市價の地方的開きは一定不變のものでなく、時の經過に従ひ伸縮することがある。概して云へば、運輸機關の普及、其の安全並に速力の増大の爲めに、移送費が一般的に輕減されつゝある結果として、地方的開きは漸次縮少さるゝ傾向がある。

(七) 各貨物の市價は大量移送費を最少限度とし且つ少量移送費を最大限度となす開きを常に有してゐるものであるから、若し甲地方に於て或る貨物の市

價が乙丙丁等の他の地方への少量移送費に相當する率以上に騰貴するとすれば、甲地方より他の地方へ物價の騰貴が波及することになる。

以上論述したるは石材、穀物、織物等の比較的永く貯藏し得る貨物の市價に生ずる地方的等差であるが、次に鶏卵、鮮魚、生肉、野菜等の如く腐敗し易き貨物の市價が各地方間に於て幾何の開きを保つかを明かにせなければならぬ。此等の腐敗し易き貨物の市價の地方的等差に對しては比較的永く貯藏に堪ゆる貨物に就きて述べたる所は其儘適用され得るのであるが、尙ほ腐敗し易き貨物に就きては特に注意を要する點がある。そは外でもない。野菜類、鮮魚等は長期の貯藏に堪えないが爲め、生産が突然激増する場合には、生産地に於ける市價が暴落して、生産地と消費地との間に於ける開きを一時的に非常に擴大することがある。又、特に或る消費地に多量に搬出したる際には、其消費地に於ける市價を暴落せしめ、他の消費地との市價の開きを一時増大せしむることもある。そは云ふまでもなく、他の地方へ輸送中に腐敗するの虞れがあるから、生産者又は商人が生産地若しくは最初に搬出したる消費地に於て投賣を行ふ爲めに外ならない。此現象の實例は往々

魚類の大漁に於て之を見ることが出来る。漁夫は意外の大漁の際には市價の暴落を防ぐ爲めに捕獲したる魚類の一部分を海中に抛棄することすらある。

野菜、果物類の大豊作なるときにも、生産地並に隣接せる消費地に於ける市價は暴落する。夫れが爲め、農夫又は果物園主は往々にして單に一部分丈け收穫して、他は畑に遺棄することがある。蓋し全部を收穫して市場に搬出するとせば、市價が更に一層狂落して、賣揚が結局收穫並に搬出の費用と手數とを償はざることすら稀でないからである。

斯くの如く腐敗し易き貨物が不時に多量に生産せられたる場合には、生産地並に生産地に近き消費地に於ける市價は一時的に暴落するものであるから、此種の貨物の市價に生ずる各地方間の開きは貯藏し易き貨物に於けるよりも一時的には甚だしくなるの傾向を有してゐる。茲に特に『一時的に』云々とせるは、若し此種の貨物の市價が永久的に低位を保つ傾向を生ずれば、生産者は生産を手控へるから、市價の著しき開きは永久に維持せらるゝものではない。

然しながら以上魚類、野菜、果物等に就きて略述したることは腐敗豫防方法の著

しく發達せる歐米先進國には其儘適用し難い。殊に米國では魚類、野菜物、及び其他腐敗し易き食料品の保存には水を盛んに用ひ、運送中にも尙ほ冷蔵庫を使用してゐる。又、葡萄の如く乾燥することも美味を失はざる果物は之を乾燥し、其他の果物、野菜類、肉類等は罐詰若しくは瓶詰の方法を採りて永久的の保存手段を講じてゐる。夫れが爲め自然に放任せば腐敗し易き貨物は人工的に持続性を與へらるゝ結果として、投賣するの必要が少ない。従つて、此種の貨物の市場は米國に於ては一時的にも大なる地方的の開きを生ずることが比較的稀になつた。

最後に貴金屬、寶石並に貴金屬製品等の如く容易に運搬することが出来、従つて自ら價格に比して運送費を多く要せざる貨物の市價に對しても、石材、木材等に就きて述べたる所を其儘適用するを妨げないのであるが、貴重品の市價の開きに關して特に記憶するを要するは此種の貨物の移送費が比較的少なき結果として、地方間に於ける市價の等差は他種の貨物に於けるが如く著しくないと云ふ事に外ならない。殊に有價證券の如きに至りては遠隔の地方間に於ても其の移送費僅少なるが故に、其の市價の開きも亦甚だしくない。否な公債株券等に在りては實

物を送らすとも電報にて賣註文を發し、或は又買註文を打電して、地方間に於ける僅少の市價の等差を利用して収益を計る者すらあるが故に、有價證券の市價は普通商品に比し地方的平衡に最も接近し得る性質を備へてゐる。

第三款 國際間に於ける物價の平衡

世界各國の間に於ける物價の平衡に就きては一國內の各地方間に於ける物價の平衡に關して既に第二款にて略説したる所を其儘適用し得るのであるが、國際間の物價平衡に對して尙ほ特に二三の點を附言しなければならぬ。先づ運送費に就きて之を觀るに、國と國との間に於ては一國內の各地方間に於けるよりも多大の費用を要するを常としてゐる。勿論威海衛廣東間の運賃に對する威海衛旅順間の運賃の如く、國際間の運賃が却つて一國內の甲乙兩地間の運賃よりも低率なるの實例は多々あるも、世界全體の見地より觀れば國際間の運送は内國運送よりも多大の費用を要するものである。加之、他の移送費即ち荷造費、保險料、利子、口錢等に就きて云ふも亦然りである。外國行貨物は運送距離長く且舟車間の積換度數多き爲め、荷造を強固綿密にせなければならぬ。次に國際運輸は船舶に依る

と多いが故に、保險料の率が高い。又、送達に時日を多く要する結果として比較的長期に亘る利子を負擔しなければならぬ。更に又、貨物の輸出若しくは輸入には國內の貨物移送よりも遙かに大なる危険が伴ふ結果として、夫れに比例して高き率の口錢を見積らねばならぬ。貨物の國際移送に大なる危険を伴ふ、主なる原因としては(一)運送期間が長き爲め、運送中に(甲)流行が變化して需用杜絶する虞れなしと云ひ難く、(乙)其危険なき場合にても他の事情に依り市價が激落するかも知れず、(丙)又破損若しくは腐敗の機會多きこと、(二)海難の爲め大損失を蒙ることあること、(三)言語の相違よりして相手方との交渉及び契約の履行等に不便多く誤解を招き易きと、(四)法律が相違せる爲め常に取引に對して不安の念を禁ずる能はざること等を挙げ得る。海難に依る損失は全部保險金が之を補償するのではないかと思ふ者もあらうが、保險金は總ての場合に必ず全部受取れるものでないことを記憶せねばならぬ。又、移送貨物を積みたる船舶が風波の爲めに難船せんとした際に積込荷物の一部分を海中に投じて沈没を豫防したとすれば、荷主は共同海損を負擔しなければならぬ。

斯くの如く國際間の貨物移送費は既に略述したるものゝみに就きて云ふも國內的移送費よりも高率に上るのであるが、國と國との間に於ける貨物の移送には尙ほ國內移送に要せざる特種の費用を負担せねばならぬ。そは外でもない、關稅と輸入手續手数料とである。食料品、原料品等の中には各國にて何等の輸入税を課せざるものも少なくないが、其他の貨物は概して關稅を徵收せられる。輸入税は時としては一割以下の低率に定められることもあるが、又四割五割に上ることも珍しくない。我國の如きは、大正十三年に奢侈品の輸入を阻止する目的を以て外國の奢侈品並に其他奢侈品よりは寧ろ日用品と稱す可き物品の中にて我國にて製造されつゝあるものゝ輸入に對する關稅を突然十割に引上げたのである。從つて他に何等の費用を要せずとするも、關稅の課せらるゝ輸入品の市價は原産國と輸入國との間に於て關稅に相當する開きを保つを常とする。尤も原産國の生産者が輸入國に對してダンピング即ち生産費以下の價格を以て廉賣を行ふ場合には其廉賣率丈け市價の開きが縮少せらるゝは勿論である。然しながら、斯くの如き海外投賣は例外であつて、大多數の貨物に在りては輸入税は國際間に於ける

物價の平衡を妨ぐる最大原因のひと看做し得る。尙ほ又、關稅の徵收せらるゝと否とを問はず、輸入品は總て稅關の検査を受けなければならぬのであつて、此稅關通過の手續は頗る面倒であるが故に、輸入税に比すれば少額であるも、尙ほ輸入者は此手續に要する多少の費用を負担しなければならぬ。

斯くの如く、國際的貨物の移送には國內的移送よりも遙かに高率の費用を要するのであるから、國と國との間に於ける物價の開きは一國內の各地方間に於ける開きよりも自ら高きを常としてゐる。而して原産國と輸入國との距離が遠ければ遠きに從ひ、且つ兩國の文物、法律、習慣等が相違すれば相違する丈け、且つ又輸入税が高ければ高きに從ひ、兩國間に於ける物價の開きが愈々著しくなる。

尙ほ又支那の如く輸出税を課するのみならず、地方と地方との間の移送にも釐金と稱する國內關稅を徵收する場合には、支那に於ける同國品の市價と其の輸入國に於ける市價との開きが更に一層著しくなるは云ふまでもない。支那の物價の安きことは有名であるが、輸出税の徵收は其の一原因と看做すことが出来る。

以上國際間の物價平衡に就きて論述したる所は一般商品を標準としたもので

あるが、此所論全部は勿論之を腐敗し易き貨物に對しても適用し得るものである。然しながら、特に此種の貨物に就きて注意を要する點がある。一國の地方間に於ける物價の平衡を論ずるに當りて附言して置いた通り、腐敗、變質又は減量し易き貨物は運送中に其の價値の一部分若しくは全部を失ふ虞れがある。従つて此等の商品が或る一地方に於て投賣せらるゝ結果として其地方と他地方との間に於て一時的に著しき價格の開きを生ぜしむることがある。然るに國際間の運送は距離が長く且つ税關に於て手間取る爲め通例一國內の運送よりも長時間を要すものであるから、腐敗し易き貨物の市價に生ずる一時的の開きは一國の諸地方間に於けるよりも國際間に於て遙かに著しくなるを常としてゐる。

一般商品に關する物價の國際的開きに關して述べたる所は有價證券等にも亦勿論適用され得るが、此等のものは運送に多くの費用を要せず、且つ輸入税を徴收せざる爲め、國と國との間に於て市價に大なる開きを生ずることがない。否、此種のものに於ける市價は他の何物よりも完全なる國際的平衡に最も近づかんとしてゐる。

茲に有價證券に就きて述べたることは有價證券と殆んど同じく容易に運送することを得る貴金屬製品並に寶石類に其の儘適用することが出来るかと云ふに、此種の貨物は運送に多くの時と費用とを要せざるが故に、關税を除きたる他の國際移送費は低い結果として、若し或る國に於て之に關税を課せないとしたならば、其國と生産國との間に於ける貴重品の市價の開きは至極僅少である筈である。然るに實際は然らうでなくして、裝飾品並に寶石等に對しては比較的高き關税を課するの一般諸國の習はしであるが故に、生産國と消費國との間に於ては此種貨物の市價は往々にして著しき開きを維持することがある。尤も甲輸入國と乙輸入國との間に於ては、若し關税率が兩國共に同率ならば、貴重品の市價は一致するかも知れない。要するに、寶石類等の場合に於て國際間の市價の開きを生ぜしむる最大原因は關税であると云へる。各國が此等貴重品の輸入に對して重税を課するが故に、密輸入が盛んに行はれると云はれてゐる。

尙ほ國際間に於ける物價の開きは地方間に於ける物價の開きと同じく國と國との間の距離、運送の難易、關税の有無高低、價額に對する容積又は重量の比例等の

差異に依りて一様でない。且つ貨物の移送費が事情の變化に伴ひ年々伸縮して行く結果として或る貨物の開きが以前よりも大きく、他の貨物の開きが縮少せられることになる。概して云へば運輸機關が益々發達し、運送が迅速となり且つ安全になる結果として關稅を除きたる移送費は年々減少する傾向があるも、關稅は必ずしも漸次輕減せられないのみならず、却つて時々引上げられることがあるので、物價は必然的に國際的平衡に次第に接近しつゝありと云ふことを得ない。

第三節 金貨本位國間に於ける爲替相場と物價との關係

前節第三款に於て國際間に存する物價の開きが如何なる程度まで維持せらるゝものであるかを略述したが、此説明は全然爲替相場の存在を無視したものであるが故に、今や之より吾人は爲替相場の高低が國と國との間に於ける物價の開きに對して如何なる影響を及ぼすものであるかを明かにせねばならぬ。然しながら、單に一國の爲替相場の高低と云ふも、其國及び相手國の貨幣制度の如何に依りて其變動の原因並に程度を異にしてゐるから、本論に於ては國際金融の關係をば

- (一) 金貨本位國と金貨本位國

- (二) 金貨本位國と銀貨本位國

- (三) 金貨本位國と不換紙幣國

- (四) 不換紙幣國と不換紙幣國

どの間に於ける關係に分類して、各種の場合に於ける爲替相場の高低が如何なる影響を物價に及ぼすものであるかを明かにすることに定めた。本節にては先づ金貨本位國と金貨本位國との間に於ける爲替相場と物價の關係を論じ、他は次節以下に之を譲る。

假りに甲乙兩金貨本位國が共に此本位制を完全に實行してゐるとすれば、換言すれば、金貨の鑄造鎔解、金貨及び金地金の輸出入並に兌換に何等の制限を加へてゐないとするならば、兩國間の爲替相場が全く平價を維持するか、或は平價と開きを有するとするも、其差は現送費を超過しないのは茲に贅言するの必要を見ない。然らば假りに此兩國間の爲替相場が平價を維持してゐるとするならば、兩國間に於ける物價の開きは如何と云ふに、此開きは前節に於て説明した貨物の國際移送費を限度とする。即ち此場合には爲替相場を度外視して説述したる國際的物價

平衡論を其の儘適用することが出来るのである。従つて是れ以上此點に就きて論述するの必要がない。

然しながら、若し之に反して爲替相場が平價を維持してゐないとすれば、物價の開きは如何なる影響を蒙らざるを得ないか。曰く、爲替が平準相場を保つてゐないと云ふも、完全に金貨本位制を維持しつゝ、ある兩國間に於ける其の開きは勿論現送點を超ゆることがないのであるから、兩國間の物價の開きは正貨現送費丈けの影響を受くるに過ぎない。然らば正貨の現送費は幾何に上るものであるか。正貨即ち此場合には金貨又は金の地金をば一國より他國に輸送する場合に、發送者の負擔する費用は其の内容に於て貨物の國際的移送費中より關稅を除きたるものと同一である。即ち正貨の現送費として計上する可きは荷造費、運賃、保險料、利子、輸入手續手数料、並に正貨の輸出又は輸入を企つる爲替銀行の口錢等に外ならない。斯くの如く正貨現送費と貨物移送費とは其の性質が相互に酷似してゐるが、費用の金額は大に異なつてゐる。正貨輸送に對する保險料は同一の價額を有する貨物に對するよりも其の率は比較的高いが、正貨輸送中の利子は貨物輸送

中の如くには多額に上らない。何故となれば、正貨の運送には陸上にては急行列車、海上にては快速力の汽船を用ゆるを常とするのみならず、稅關通過に多くの時日を要しないからである。更に又金貨又は金の地金は金額に比して容積並に重量が少ないから、貨物程に運賃を多く支拂ふ必要がない。従つて正貨の現送費は貨物の移送費に比して遙かに率が低い。勿論、輸送金額の大小、輸送の距離、海陸の別等に依りて其費用を異にしてゐるが、通例國際間の現送費は輸送金額の千分の五乃至十内外に見積られてゐる。即ち國際的の物價の開きは爲替相場の變動の爲めに是れ丈けの影響を蒙ることがあり得るのである。例へば日米兩國共に完全に金貨本位制を維持してゐるとし、計算を容易ならしむる爲めに米價一弗に對する邦貨の金額をば實際よりは少しく低く定めて二圓と看做し、且つ米國に於て一個一弗にて賣買せらるゝ貨物を我國に輸入するには一個に付一圓の移送費を要するとすれば、爲替が平準相場を維持せる際には、我國に於ける同貨物の市價は三圓に定まる可きであるが、若し爲替が日本に對して不利であつて、一弗に付二圓二錢の相場が立つてゐるとすれば、市價はその爲め三圓二錢に定まるかも知れな

い。之に反して若し爲替が我國に取りて有利であつて、一弗に付一圓九十八錢であるならば、市價は二圓九十八錢に落付くのが自然である。然しながら、金貨本位國間に於ける爲替相場の變動は、狭少の範圍を出でないものであるから、實際には爲替相場の高低は殆んど何等の影響を金貨本位國間の物價の開きに及さないと云へる。

第四節 金貨本位國と銀貨本位國との間に於ける 爲替相場と物價の關係

次に金貨本位國と銀貨本位國との間に於ける爲替相場と物價の關係を研究せねばならぬが、吾人は先づ金貨國と銀貨國との間に於ても貨物の移送費を要することは、金貨國と金貨國との間に於けると毫も異ならないのであるから、金貨國と銀貨國との間に於ける爲替相場の變動が甲乙金貨國間に於けるが如く殆ど無視しても差支なき程輕微のものであるとすれば、金貨國と銀貨國との間に於ける物價の開きは金貨國と金貨國との間に於けると同じく略ぼ貨物の移送費を限度とす可きものである。然しながら、金貨國と銀貨國との間に於ける爲替相場の變動

が金貨國と金貨國との間に於ける變動と大に其の趣きを異にしてゐる爲めに、物價の開きは單に移送費のみに依りて定まらずして、稍々複雑なものとなつてゐる。即ち甲金貨國の本位貨幣と乙金貨國の本位貨幣との間に存する爲替の平準なるものは孰れかの國が其國の金貨に含める金の地金の重量を増減せざる限り、永久に一定不變のものであつて、日々の相場の變動は上述の如く現送費に相當する僅少の率の範圍内に於て行はるゝに過ぎないのであるが、金貨國と銀貨國との間には此不變の平準なるものなく、且つ日々の變動も亦金貨本位國間に於けると異なりて頗る著しいことがある。何故となれば、金銀の比價即ち金を標準として定める銀の市價が騰落する毎に、金貨と銀貨との換算率が此騰落に準じて變動するからである。歐洲戰爭中に銀の需用が膨脹して、其の市價が暴騰したが、其の爲めに銀貨を主たる法貨とする支那の爲替相場に一大變動を來した。左表は大正三年より大正十年に至る八ヶ年間に於ける邦貨百圓に對する上海の兩相場の中毎四半期の最高率と最低率とを示したものである。(註)

年次	期	最高	最低
大正三年	第一期	七九・五〇	七八・二五
同	第二期	八一・〇〇	七七・二五
同	第三期	九一・〇〇	八一・〇〇
同	第四期	九四・二五	八七・七五
大正四年	第一期	九〇・六二五	八六・五〇
同	第二期	九〇・〇〇	八七・二五
同	第三期	九二・二五	九一・二五
同	第四期	九〇・二五	八〇・八七五
大正五年	第一期	八二・八七五	七五・五〇
同	第二期	七五・〇〇	六六・一二五
同	第三期	七七・二五	六八・七五
同	第四期	六九・三七五	六〇・五〇
大正六年	第一期	六七・五〇	五八・三七五
同	第二期	六一・七五	五六・五〇
同	第三期	五六・七五	四四・〇〇
同	第四期	五六・三七五	五〇・〇〇
大正七年	第一期	五一・五〇	四九・〇〇
同	第二期	五〇・二五	四七・三七五
同	第三期	四七・二五	四一・五〇
同	第四期	四五・七五	四二・五〇

年次	期	最高	最低
大正八年	第一期	四七・一二五	四二・三七五
同	第二期	四六・三七五	四〇・八七五
同	第三期	四二・五〇	三八・五〇
同	第四期	三八・七五	三三・〇〇
大正九年	第一期	三五・五〇	三一・二五
同	第二期	五五・二五	三四・七五
同	第三期	五一・五〇	四六・五〇
同	第四期	七二・五〇	四九・五〇
大正十年	第一期	八四・五〇	六五・五〇
同	第二期	七九・二五	七三・五〇
同	第三期	七三・七五	六三・〇〇
同	第四期	六七・五〇	五八・五〇

(註) Emil Diersen: Exchange Rates of the World, Vol. II に據る

右表に示すが如く、上海通貨對邦貨の相場は戦争前に於て百圓に付七十兩乃至八十兩であつたが、戦争の初年中には一時九十臺に上つたことあるも、其の後滔々として低落し、戦争終熄後約一年即ち大正八年の秋より大正九年の春に亘りて三十臺に落ち、夫れ以來恢復して大正十年には再び戦前の率近くに戻つたのである。即ち最高率と最低率とを比較するに一對三の比例を示してゐる。

斯くの如く、銀貨國の通貨が金貨國の通貨に比して其の價值が騰貴する際には、銀貨國と金貨國との間に於ける物價の平衡は如何なる影響を蒙るかと云ふに、銀貨國の物價は比較的安くなり、金貨國の物價は比較的高くなる。従つて夫れまで金貨國に於けるよりも銀貨國に於て高價を維持してゐた貨物の市價の開きは縮少し、金貨國に於けるよりも銀貨國に於て安く販賣せられてゐた商品の市價の開きは益々擴大せらるゝことになる。

銀價の騰貴が物價の開きに及ぼす此影響は總ての貨物共通の現象であるから、銀貨國の通貨が金貨國の通貨に對して騰貴した際には、銀貨國の一般物價は金貨國の一般物價に比して低落す可きであると斷定し得る。然しながら、事實は果し

て此推理の正確なることを證明してゐるか、中華民國の當局者の編纂したる物價指數に依れば、上海に於ける重要貨物の卸賣相場は大正二年即ち歐洲開戦の前年に於ける二月の物價を百とすれば、銀價の最も著しく騰貴せる大正八年の九月より大正九年の六月に至る十ヶ月間の物價は左表に示す如くである。(註)

大正二年 二月	一〇〇・〇	大正九年 二月	一四七・六
同 八年 九月	一四六・三	同 三月	一五三・八
同 十月	一四五・九	同 四月	一五四・四
同 十一月	一四六・一	同 五月	一五六・七
同 十二月	一四〇・六	同 六月	一五九・九
同 九年 一月	一四二・五		

(註) 中華民國財政部駐滬調查貨價處編纂上海貨價季刊中華民國十三年第二季十八頁。

右表の示す所に據れば、上海に於ける物價は銀の暴騰せるときに戦前よりも下位でなくして却つて騰貴してゐる。此現象は一見恰かも上文に論斷したる所と衝突するが如くなるも、實は然うでない。當時物價は既に戦前に比して世界的に高騰して居つたので、上海の物價も其の影響を蒙りて騰貴したのであつた。然か

も銀の市價が高くなつたので、上海の物價は世界的の率には昇騰しなかつた。今假りに日本銀行の物價指數を基礎として大正二年の十二ヶ月間の東京の物價を百となし、前表と同期間に對する物價指數を換算し、之を上海の物價と對照せしむるに左表の下段に示すが如き差を見るのである。

	上海物價	東京物價	東京の騰貴率に對する上海の騰貴率の割合
大正二年 平均	一〇〇・〇	一〇〇・〇	100%
大正八年 九月	一四六・三	二五一・八	三・〇五
同 十月	一四五・九	二六七・〇	二・七四
同 十一月	一四六・一	二八〇・六	二・五五
同 十二月	一四〇・六	二九〇・五	二・一三
大正九年 一月	一四二・五	三〇一・九	二・一〇
同 二月	一四七・六	三一四・〇	二・二二
同 三月	一五三・八	三二二・三	二・四二
同 四月	一五四・四	三〇一・一	二・七〇
同 五月	一五六・七	二七二・三	三・二九
同 六月	一五九・九	二四八・〇	四・〇四

備考 大正二年の上海物價は二月の物價である。

右表に示すが如く、上海物價の騰貴率は東京に比して遙かに低く、大正九年一月の如きは僅かに其の二割一分に達するに過ぎなかつた。斯くの如く上海物價の高騰を緩和せしめた最大の原因が銀の騰貴に在るは云ふまでもない。

斯くの如く、銀價の騰貴は上海の物價の昇騰を緩慢ならしめたが、其影響の程度は總ての貨物に對して一様でなかつたのは勿論である。概して云へば、支那の國産品であつて米穀の如く輸出を禁せられてゐるか、或は禁止されてゐないが、海外に搬出するも利益少なき貨物の騰貴率は左表に示すが如く最も緩慢であつて、之に反し輸入品若しくは内國品にて輸入品の代りに使用し得る貨物の市價は平均以上に騰貴した。(註)

穀物	其他の食料品	織布	金屬	雜	平均
大正二年二月	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
大正八年九月	一一七〇〇	一一六〇八	一一七一四	一一三〇九	一一四六三
同 十月	一一八〇六	一一八一	一一五五八	一一三二八	一一四五九
同 十一月	一一〇〇六	一一五〇五	一一四四九	一一三六七	一一四六一
同 十二月	一一〇〇二	一一三〇八	一一四六六	一一二六九	一一四〇六
大正九年一月	一一三六九	一一九〇四	一一四五二	一一二八〇	一一四二五
同 二月	一一八〇五	一二四〇〇	一二八九一	一一三八二	一一四七六

同 三月	同 四月	同 五月	同 六月
一一二九九	一一二五四	一一二〇九	一一三五〇
一一三三六	一一三六七	一一三九〇	一一二四三
一一五九七	一一五六七	一一五五八	一一五二六
一一五二五	一一四五八	一一五〇二	一一六二九
二〇三・六	二〇七・二	二二五・五	二二四・七
一一五三・八	一一五四・四	一一五六・七	一一五九・九

(註) 上海貨價季刊十八頁。

右表に示すが如く、織布雜品等の騰貴率は平均の騰貴率よりも高いが、穀物及び其他の食料品の高騰は平均よりも遙かに低い。

以上は銀の市價が昇騰したる際に於て銀貨國の物價が金貨國の物價に比して低位を保つものなることを明かにしたものであるが、若し銀の市價が之に反して低下したならば、銀貨國の物價は如何なる影響を蒙るであらうかと云ふに、此影響は勿論銀價高騰の際に於けると正反對である。即ち銀貨國の物價は金貨國の物價に比して一層著しく騰貴するか、或は又金貨國に於ける物價の下落程には低落しない。若し果して然りとせば、支那の兩の相場は大正九年の第三期以來銀價低落の結果として下落したのであるから、支那の物價は金貨國の物價に比して騰貴した筈である。換言すれば、支那の物價と金貨國の物價との開きは縮少してゐなければならぬが、果して事實は其の通りであるか。

右の場合に於ける理論と實際と合致してゐるか否かを知る爲めに、吾人は再び支那と日本とを比較したいのであるが、此比較を行ふことを許さない理由がある。そは何故であるかと云ふに、我國の爲替相場が平價以下に降り、物價が世界的標準を離れてゐるからである。目下の状態の下に於ては支那と比較するに最も適せる金貨國は金本位制を殆んど完全に維持してゐる米國であらうと思はれる。夫れ故に、左には支那の物價と米國の物價との對照を試みて見やう。

戦争直前である大正三年の第一四半期(一—三月)並に第二四半期(四—六月)に於ける上海兩の對紐育相場は左の如くであつた。(註)

第一四半期	最高 六三・五〇〇	最低 六二・五〇〇
第二四半期	最高 六四・三七五	最低 六一・六二五

(註) Emil Dieen : Exchange Rates of the World, Vol. II

今此大正三年前半期の最高及び最低の相場を平均するに、上海一兩に付米貨六十三仙に相當することになる。吾人は此相場を假りに出發點と定める。偕て大正十三年の第二四半期中の兩の相場は如何と云ふに、中華民國當局者の調査に據れば次の如くである。(註)

大正十三年 四月	六九・五〇	五月	七〇・五〇	六月	七一・〇〇
----------	-------	----	-------	----	-------

(註) 上掲『上海貨價季刊』十六頁。

此三ヶ月の平均は七十仙強に當つてゐる。然るに戦争直前の相場は六十三仙であつたから、大正十三年夏の相場は戦争前に比して僅々一割高いのみである。従つて上海の物價は世界的少くとも米國の物價に接近してゐなくてはならぬ筈である。換言すれば、戦争前に對する上海の物價騰貴率は、大正十三年の四、五、六月に於て米國の物價騰貴率と略ぼ同一でなければならぬ。事實は果して然りであるか。左表は此兩騰貴率の比較を示したものである。

大正二年 平均	一〇〇	米國物價 (一)に對する (二)の割合	一〇〇・〇〇 (二月)	一〇〇・〇〇
大正十三年四月	一五八	上海物價	一五三・七	九・七二
同 五月	一五六		一五四・三	九・八九
同 六月	一五四		一五一・八	九・八五

(註) 米國物價は聯邦準備局の指數であつて、千九百二十四年八月十六日の The Statist, p. 233 より轉載したるもの、又上海物價は上掲『上海貨價季刊』十八頁より拔載したものであつて、總て各月の最終の水曜日の物價を標準としてゐる。

右表に示すが如く、上海物價の騰貴率は米國騰貴率の九割七分二厘乃至九割八分九厘に相當してゐる。此割合は不完全ながら銀貨國の爲替相場と物價の高低との關係に就きて上文に於て述べたる所の眞理なる事を證明してゐる。尤も米貨に對して上海兩は尙ほ一割の上鞘を維持してゐたのであるから、上海の物價騰貴率は米國の物價騰貴率の九割に相當してゐなければならぬではないかと思惟する者もあらうが、國際貿易の關係は頗る複雑であるから、兩者間の完全なる一致は當然幾分か妨げらる可きものと看做すを至當となすのみならず、爲替相場にせよ將た又物價にせよ到底絶対に正確なる統計を求むる事不可能なるの現状に於ては前表に現はれたる程度的一致を以て満足するを合理的と稱す可きであらう。

第五節 附 言

爲替相場と物價との關係に就きて既に上文に於て論述したるもの以外に尙ほ

金貨國と不換紙幣國 不換紙幣國と不換紙幣國

との間に於ける爲替對物價の關係に就きて略述したのであるが、餘白の都合上割愛して他の機會に譲ることに定めた。

物産定期取引と株式定期取引の本質的差異

(物産取引所問題と限月短縮問題に就いて)

向 井 鹿 松

本邦取引所は政府の直接監督の下に在るのみならず取引所法は政府に取引所の死命を制す可き絶對權力を與へてゐるのである。取引所の如き外部に在るものの理解の困難なる經濟的施設を、之に通せざる一部の官吏の監督の下に置くことが既に不合理なるのみならず、取引所監督に關し政府にかかる絶大なる權力を附與するの例は之を文明國に見る能はざる所である。我國に於て取引所の設立は政府の免許を必要とするは勿論、而も其期間は十ヶ年に限られてゐるものである故各取引所は毎十ヶ年毎に其の免許の繼續を出願しなければならぬのであ